お知らせ

全国瞬時警報システム「Jアラート」情報伝達試験を実施

8月10日㈬　午前11時頃

人工衛星から瞬時に伝達するJアラートを使用した情報伝達試験が全国一斉に実施されます。

※当日の災害や気象状況などにより中止となる場合があります。

問い合わせ
総務課庶務係　☎(74)３１３１

甘楽町特定疾患等患者見舞金

特定疾患等の患者またはその保護者に対して見舞金を支給します。

次の条件を満たしていて受給していない人は、申請してください。

※前年度見舞金を受給した人には8月に現況届を郵送します。

対象者　町内在住で、次の①～③のいずれかに該当し、令和3年分の所得税年額が3万2400円以下の人

①群馬県が実施する指定難病または小児慢性特定疾病医療費助成制度を受けている人

②人工肛門または人工膀胱の手術を受けた人

③慢性腎不全による人工透析を受けている人

見舞金　月額2000円

必要書類　①受給者証（指定難病・小児慢性特定疾病の人）

②見舞金振込口座の通帳

申請・問い合わせ
にこにこ甘楽
福祉課福祉係
☎(67)5162

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯に特別給付金を支給します。

※受給するためには、手続きが必要です。

※令和3年度に本給付金の対象となった世帯は対象外です。

対象世帯　次の①または②のいずれかに該当する世帯

①住民税非課税世帯
令和4年6月1日時点で甘楽町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯（対象となると思われる世帯には確認書が届きます）

②家計急変世帯
新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月から申請日の属する月の前月までの間で家計が急変し、世帯全員の収入見込み額が住民税均等割非課税相当となる世帯

支給額　1世帯あたり10万円

申請期限　9月30日㈮

申請・問い合わせ
にこにこ甘楽
福祉課福祉係
☎(67)5162

甘楽町結婚新生活支援補助金

結婚を機に町内に新たに住宅を購入、リフォームまたは賃借する新婚夫婦に対し、住居費、リフォーム費用および引越し費用の一部を補助します。

対象世帯（次の条件に全て該当する世帯）

①令和3年10月1日以降に結婚し、婚姻日における年齢が65歳以下で本町に住所がある夫婦

②令和3年分の夫婦の所得の合計額が800万円未満の世帯

③町税等の滞納がない世帯

④他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯

⑤過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない世帯

対象費用（令和3年10月1日以降に支払ったもの）

【住居費】婚姻日の2年前以降に新たに購入した住居の購入費または賃借した住居の賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料など

【引越し費用】夫婦の両方または一方が住居費の対象となる住宅へ引越しをした際に、引越し業者・運送業者に支払った費用

【リフォーム費用】婚姻日の2年前以降に新たに住宅をリフォームした際の工事費用

補助金額　最高30万円

※申請方法など、詳細はお問い合わせください。

申請・問い合わせ
にこにこ甘楽
福祉課こども係
☎(67)5194